

# JIS

## 高齢者配慮設計指針—衣料品

JIS S 0023 : 2002

(2007 確認)

平成 14 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.1.20

官 報 公 示：平成 14.1.21

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

専 門 委 員 会：消費生活技術専門委員会（委員長 小川 昭二郎）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 高齢者配慮設計指針—衣料品

S 0023 : 2002

## Guidelines for designing of clothes in consideration of the elderly people

**序文** この規格は、高齢社会に対応して、健康で明るく、安全かつ安心な豊かな社会生活を築くために、衣料品設計時の指針として作成されたものである。これによって高齢者の自立を支援することができ、積極的な社会参加が期待できる。

なお、規格の適用に当たっては製品の種類及びその他の条件に応じて適宜選択して採用する。

**1. 適用範囲** この規格は、主に高齢者が着用する衣料品の設計時に、加齢による運動機能の低下、体型の変化などに対応して、着用性の向上、取扱方法の分かりやすさなどを確保することを目的とした配慮すべき事項について規定する。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS L 0112 衣料の部分・寸法用語

JIS L 0122 縫製用語

JIS L 1091 繊維製品の燃焼性試験方法

JIS L 1902 繊維製品の抗菌性試験方法

JIS L 1917 繊維製品の表面フラッシュ燃焼性試験方法

JIS Z 8305 活字の基準寸法

**3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、JIS L 0112及びJIS L 0122によるほか、次による。

- a) **配慮事項** 加齢による着用者の体型の変化、運動機能の低下、感覚機能の低下、生理機能(体温保持、保湿機能など)の低下、注意力の低下などを補完するために、衣料品の設計時に配慮すべき事項。
- b) **着用性** 着脱のしやすさ及び着心地。
- c) **着心地** 肌触り、保温性、通気性、吸湿性、吸汗性及び動きやすさ。
- d) **仕様** パターン設計、縫製方法など、具体的物作りの内容。
- e) **パターン** 衣料品作成時に使用する平面展開図。

**4. 衣料品設計の配慮事項** 衣料品の設計に配慮すべき事項は、次による。

**4.1 体型の変化に対応したデザイン及び寸法** 着用者の体型の変化に対応したデザイン及び寸法は、次による。

- a) 着用者の体型の変化を考慮し、着用性を満足する適度なゆとりを配慮したデザイン及びパターンとする。また、着用者の体型の個人差が大きいため、パターン及びサイズ展開の多様性に配慮する。
- b) 着用者の体型に合った寸法に容易に加工できるように、縫い代量、仕上げ方などに配慮する。
- c) 着用性の向上のため、あきの位置及び形状に配慮したデザインとする。
- d) 衣料品を着用したとき、生理的、感覚的に違和感がなく着心地が快適であるように、素材、デザイン、仕様などに配慮する。

**4.2 運動機能の低下に配慮した着用性** 着用者の、関節などの運動機能の低下、握力及び指先の力の低下などに対